

第286回 横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会会議録	
日 時	令和5年11月30日(木曜日) 午後2時から午後3時まで
開催場所	横浜市役所 18階会議室 みなと5
出席委員	藤倉委員長、平川委員、河村委員、齋藤委員、古田委員、三井委員
欠席委員	高杉委員
開催形態	公開(傍聴者0人)
議 案	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃物判定委員会第17期委員委嘱に伴う委員長選出について 2 廃物判定委員会第17期委員委嘱に伴う委員長職務代理者指名について 3 「第285回横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会会議録(案)」の確認について 4 放置自動車及び沈船等の廃物判定について
決定事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃物判定委員会第17期委員委嘱に伴い、藤倉委員が委員長に就任した。 2 廃物判定委員会第17期委員委嘱に伴い、平川委員が委員長職務代理者に就任した。 3 「第285回横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会会議録(案)」を確認した。 4 放置自動車2件を廃物とした。
議 事	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃物判定委員会第17期委員委嘱に伴う委員長選出について 委員の互選により、藤倉委員が委員長に選出され、藤倉委員が了承し、委員長に就任した。 2 廃物判定委員会第17期委員委嘱に伴う委員長職務代理者指名について 藤倉委員長から、平川委員が指名され、平川委員が了承し、委員長職務代理者に就任した。 3 「第285回横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会会議録(案)」の確認について 議案に基づき、事務局が作成した第285回会議録(案)について、委員長が各委員に確認を求め、各委員からの確認を得た。 4 放置自動車及び沈船等の廃物判定について 議案に基づき、放置自動車2件について事務局が説明を行い、委員長が各委員からの質問を求めた。 <p>【 放置自動車 】</p> <p>(整理番号15262)</p> <p>三井委員 車内の状況はどうか。</p> <p>事務局 車内にごみ等の散乱はなく、すっきりとした状況です。</p> <p>三井委員 車外にごみが散乱しているということですか。</p> <p>事務局 車外にビニール袋に入ったごみやタイヤが捨てられている状況です。</p> <p>河村委員 車外のごみは当該車両が放置されてから捨てられたものですか。</p> <p>事務局 放置された当初はなかったもので、放置後に捨てられたものと考えられます。</p> <p>河村委員 この車両があることによって、ごみが捨てられやすい状況になったということですね。</p> <p>事務局 影響はあると思います。</p> <p>藤倉委員長 ハンドルの部品が一部ないということですが、車は動かそうと思えば動く状態ですか。</p> <p>三井委員 ハンドルのカバーがないことについては、そこまで影響はないと思います。ただし、バッテリーがあがっているなど、別の要因で動かない可能性はあります。</p> <p>藤倉委員長 今回のケースは、所有者は判明したが所在不明ということですが、通常、どのように所有者の所在を確認していますか。</p> <p>事務局 運輸局や軽自動車検査協会に所有者照会し、所有者が判明した後、最新の住民票を取得します。その後、住民票上の住所へ警告書を送付し、あてどころなしで返送されるなど、所在を確認することができなかった場合に当委員会へ諮問しています。通常、自宅への訪問は行っていません。</p> <p>河村委員 ドアは施錠されていますか。</p> <p>事務局 すべて施錠されています。</p> <p>藤倉委員長 整理番号 15262につきましては、廃物と判定することにご異議ございませんか。</p> <p>各委員 (異議なし)</p> <p>藤倉委員長 整理番号 15262を廃物と判定することと決定いたしました。</p> <p>(整理番号15263)</p> <p>平川委員 当該車両の周辺には何台の車両がありますか。</p> <p>事務局 当該車両を含めて5台です。</p> <p>平川委員 すべて放置されているのですか。</p> <p>事務局 はい。現在、それぞれ対応しています。</p> <p>平川委員 一番初めに放置されたのはどの車両ですか。</p>

	<p>事務局 奥の青い車です。その車が置かれて以降、次々に置かれている状況です。</p> <p>平川委員 青い車は廃物判定されているのですか。</p> <p>事務局 青い車は所有者が判明しており、撤去に向け、所有者と交渉しているところです。</p> <p>河村委員 ここは誰の土地ですか。</p> <p>事務局 土木事務所が管理している土地です。</p> <p>河村委員 今回撤去しても、空いた場所に放置される可能性がありそうですね。</p> <p>事務局 同じ場所に放置されないよう、土木事務所と調整していきたいと思います。</p> <p>河村委員 ここにある放置自動車を一時的にどこかに移動させることはできますか。</p> <p>事務局 公道上にあり、交通の支障になっている場合など、一定の要件を満たせば一時移動できる可能性はあります。今回はそのケースには当たらないと思われます。</p> <p>平川委員 一般の方ならやろうと思えばできることもありますが、役所が主体となってということだと、コスト等の問題もあり、なかなか難しいと思います。</p> <p>古田委員 今回1台だけ廃物判定されたら、その車両だけ撤去し、後は残るといえることですか。</p> <p>平川委員 所有者が判明している自動車を除いて、撤去するなら一括で対応した方が対処しやすいように思えます。</p> <p>藤倉委員長 ここで廃物判定された後、しばらく置いておくことはできますか。</p> <p>事務局 廃物判定されると、当該車両に処分告知書を貼付するので、それがずっと貼ってあると周辺の方からご意見をいただく可能性があります。そのため、これまでは公告期間終了後、なるべく早めに撤去していました。他の放置自動車と撤去のタイミングを合わせるという方法もありますが、それぞれ状況が異なるので、タイミングを合わせようとするといつになるか分からない状況です。</p> <p>河村委員 何とか一斉に動かす方法はありますか。今回1台撤去しても、またその場所に放置されるような気がします。</p> <p>事務局 違法に放置されているとはいえ、所有者が判明している車を動かすのは難しいと思います。</p> <p>藤倉委員長 手前の2台は、いつ頃当委員会に諮問される見込みですか。</p> <p>事務局 状況次第ですが、一般的に半年から1年くらいかかると思います。</p> <p>藤倉委員長 委員の皆さんの意見をまとめると、一つは、この場所が放置されやすい環境になっていたため、放置されないように取り組んでいくべきということ。もう一つは、今回撤去した場所に柵や看板を立てるなど、再度放置されないような対策をすべきということでした。</p> <p>事務局 委員の皆様からいただいたご意見を土木事務所に伝えます。</p> <p>古田委員 土木事務所は個別に対応していますか。</p> <p>事務局 放置自動車の条例により対応することとしており、撤去された後、再度放置されないように取り組んでいくと聞いています。</p> <p>古田委員 今回の放置自動車の廃物判定を保留することもできますか。</p> <p>事務局 委員会として、なるべくまとめて撤去すべきということであれば、今回は保留することもあるかと思えます。ただし、先ほどお伝えしたとおり、状況がそれぞれ違うので、長い期間がかかることを想定しておく必要があります。</p> <p>藤倉委員長 長い期間がかかるよりは、まずは1台撤去しようというのが事務局の考えですか。</p> <p>事務局 まだ駐車できそうなスペースがあるので、1台でも減らし、放置されにくい環境にしていくことが必要だと考えています。</p> <p>平川委員 今回の件は、判定基準の一つである「ごみ捨て場化している」にも該当しますか。</p> <p>事務局 自動車については、廃物の認定がされるまでは「ごみ」とは見なしていないので、現時点では、当該項目には該当しないと考えます。</p> <p>藤倉委員長 「当該車両があることが他の放置自動車の発生につながっている」などの判定基準があれば、今後の案件を審議していく中で適用していけると思えます。</p> <p>平川委員 先ほど審議した整理番号15262も、当該車両が放置されていることで、周辺が違法駐車しやすい環境になっていると考えられます。今後、判定基準に加えることを検討してみてもいいかもしれません。</p> <p>藤倉委員長 整理番号 15263につきましては、廃物と判定することにご異議ございませんか。</p> <p>各委員 (異議なし)</p> <p>藤倉委員長 整理番号 15263を廃物と判定することと決定いたしました。</p>
<p>資料 特記事項</p>	<p>1 資料 (1) 「第285回横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会会議録(案)」 (2) 放置自動車及び沈船等関連資料 廃物判定委員会諮問一覧表</p> <p>2 連絡事項 今回は、令和6年1月25日(木曜日)午後2時から、横浜市役所18階会議室 さくら14にて開催する予定である旨が伝えられた。</p>